

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

	所管課（室）名
◎ 告 示	生 活 衛 生 課
・ クリーニング業法に基づく研修及び業務従事者に対する講習の指定	
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新	〃
○長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正	経 営 支 援 課
・ 知事管理漁獲可能量の変更	漁 業 振 興 課
・ 漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件）	〃
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・ 公有水面埋立ての免許	漁 港 漁 場 課
・ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく制限区域の設定	港 湾 課
・ 土地収用法に基づく事業の認定	用 地 課
◎ 公 告	経 営 支 援 課
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	漁 業 振 興 課
・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	農 産 園 芸 課
・ 肥料登録の有効期間の更新	農 村 整 備 課
・ 県営土地改良事業変更計画の決定	
◎ 公安委員会規則	警 務 課
○長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	〃
○警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則	
◎ 監査委員公表	監 査 事 務 局
・ 令和4年度普通会計定期監査（前期）及び長崎県公営企業会計定期監査の結果の公表	

告 示

長崎県告示第629号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3に規定するクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和4年10月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 研修及び講習の名称

- クリーニング師研修
クリーニング業務従事者講習
- 2 主催者の名称及び住所
名 称 公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター
住 所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 3 研修日程等、会場の名称及び所在地
- (1) 第1型<研修のみ>
日 程 令和4年12月4日(日)
会 場 長崎県勤労福祉会館
所在地 長崎市桜町9-6
- (2) 第2型<研修・講習とも>
受 付 開 始 年 月 日 令和4年10月3日(月)
受 付 締 切 年 月 日 令和4年11月4日(金)
レポ-ト提出締切年月日 令和4年12月16日(金)
- 4 研修及び講習の科目(第1型・第2型とも)
- (1) 衛生法規及び公衆衛生
(2) 洗たく物の受取り、保管及び引渡し
(3) 洗たく物の処理
(4) 繊維及び繊維製品
- 5 受講料
研修受講料(第1型) 5,000円
研修受講料(第2型) 5,000円
講習受講料(第2型) 4,500円
- 6 指定をした日
令和4年9月28日

長崎県告示第630号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)を担当させる指定自立支援医療機関(薬局)として次のとおり指定した。

令和4年10月7日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
株式会社MET 三気堂薬局松浦店	松浦市志佐町浦免1729-5	令和4年8月1日

長崎県告示第631号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)を担当させる指定自立支援医療機関(薬局)として次のとおり指定を更新した。

令和4年10月7日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
有限会社 かわさき薬局	佐世保市吉井町直谷1258-12	令和4年10月1日
たしろ薬局	長崎市住吉町2-16	令和4年10月1日
副島薬局	長崎市岩見町4-13	令和4年10月1日

奈留薬局	五島市奈留町浦1744-4	令和4年10月1日
小浜マリーナ薬局	雲仙市小浜町マリーナ9	令和4年10月1日

長崎県告示第632号

長崎県中小企業対策資金貸付要綱（平成15年長崎県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から適用する。ただし、第6条第4項から第7項までの規定については、令和4年10月1日保証申込受付分から適用する。この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和4年10月7日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(報告)</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 資金の借入れの申込みを行った中小企業者が、法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）に基づく認定を受けた特定中小企業者であって、保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。</u></p> <p><u>5 取扱金融機関は、半期に一度、保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。</u></p> <p><u>6 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。</u></p> <p><u>7 取扱金融機関が第5項の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 緊急資金繰り対策貸付</p> <p>ア-1 略</p> <p>ア-2 緊急資金繰り支援資金（伴走支援）</p>	<p>(報告)</p> <p>第6条 保証協会、公益財団法人長崎県産業振興財団（以下「振興財団」という。）及び取扱金融機関は、毎月10日までに別に定める様式により前月末現在の保証状況、認定状況又は貸付状況を知事に報告するものとする。</p> <p>2 資金の借入れの申込みを行った中小企業者が、法第2条第5項第5号に基づく認定を受けた特定中小企業者であって、保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、保証協会に対して保証協会所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、又は保証期間が1年以内である場合は、この限りでない。</p> <p>3 取扱金融機関が前項の業況報告書を提出していない案件（前項ただし書きに該当する場合を除く。）に係る代位弁済請求を行う場合は、保証協会に対して、業況報告書を提出していない理由を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 緊急資金繰り対策貸付</p> <p>ア-1 略</p> <p>ア-2 緊急資金繰り支援資金（伴走支援）</p>

項目	内容																																																												
略																																																													
融資限度額	別枠1億円																																																												
略																																																													
保証料	<p>(1) 通常料率</p> <p>融資対象(1)及び(2)については、保証料率は0.65%とし、国が0.65%に相当する額を補助する。</p> <p>融資対象(3)については、次の表に定める料率を適用することとし、同表の下欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、<u>中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条各号に定める事由に該当する場合については、同表⑤区分の料率及び補助率を適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(融資額に対する年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 率</td> <td>0.75%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.55%</td> <td>0.50%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> </tr> <tr> <td>国補助</td> <td>0.75%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.55%</td> <td>0.50%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 免除対応適用の場合（注4）</p> <p>融資対象(1)及び(2)については、保証料率は0.85%とし、国が0.85%に相当する額を補助する。</p> <p>融資対象(3)については、次の表に定める料率を適用することとし、同表の下欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、<u>法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、同表⑤区分の料率及び補助率を適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(融資額に対する年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 率</td> <td>0.95%</td> <td>0.95%</td> <td>0.90%</td> <td>0.85%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>国補助</td> <td>0.95%</td> <td>0.95%</td> <td>0.90%</td> <td>0.85%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、(1)及び(2)における条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国の補助の対象外とする。</p> <p>(注4) 略</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料 率	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%	国補助	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料 率	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%	国補助	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																				
料 率	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%																																																				
国補助	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%																																																				
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																				
料 率	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%																																																				
国補助	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%																																																				
略																																																													
(4) 略																																																													

項目	内容																																																												
略																																																													
融資限度額	別枠6,000万円																																																												
略																																																													
保証料	<p>(1) 通常料率</p> <p>融資対象(1)及び(2)については、保証料率は0.65%とし、国が0.65%に相当する額を補助する。</p> <p>融資対象(3)については、次の表に定める料率を適用することとし、同表の下欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。</p> <p style="text-align: center;">(融資額に対する年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 率</td> <td>0.75%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.55%</td> <td>0.50%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> </tr> <tr> <td>国補助</td> <td>0.75%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.55%</td> <td>0.50%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 免除対応適用の場合（注4）</p> <p>融資対象(1)及び(2)については、保証料率は0.85%とし、国が0.85%に相当する額を補助する。</p> <p>融資対象(3)については、次の表に定める料率を適用することとし、同表の下欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。</p> <p style="text-align: center;">(融資額に対する年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 率</td> <td>0.95%</td> <td>0.95%</td> <td>0.90%</td> <td>0.85%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>国補助</td> <td>0.95%</td> <td>0.95%</td> <td>0.90%</td> <td>0.85%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、(1)及び(2)における条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国の補助の対象外とする。</p> <p>(注4) 略</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料 率	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%	国補助	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料 率	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%	国補助	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																				
料 率	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%																																																				
国補助	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%																																																				
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																				
料 率	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%																																																				
国補助	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%																																																				
略																																																													
(4) 略																																																													

長崎県告示第633号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和3年長崎県告示第830号）の一部を次のとおり変更し、令和4年10月7日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年10月7日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

<p>令和4年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。</p> <p>【まあじ】 <u>23,200トン</u> 【まいわし対馬暖流系群】 現行水準 【さんま】 現行水準</p> <p>2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項</p> <p>令和4年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。</p> <p>【まあじ】 長崎県まあじ中型まき網漁業 <u>20,800トン</u> 長崎県まあじその他漁業 現行水準 【まいわし対馬暖流系群】 長崎県まいわし漁業 現行水準 【さんま】 長崎県さんま漁業 現行水準</p>	<p>令和4年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。</p> <p>【まあじ】 <u>20,200トン</u> 【まいわし対馬暖流系群】 現行水準 【さんま】 現行水準</p> <p>2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項</p> <p>令和4年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。</p> <p>【まあじ】 長崎県まあじ中型まき網漁業 <u>18,100トン</u> 長崎県まあじその他漁業 現行水準 【まいわし対馬暖流系群】 長崎県まいわし漁業 現行水準 【さんま】 長崎県さんま漁業 現行水準</p>
---	---

長崎県告示第634号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年10月7日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

佐世保市南部加入区

長崎県告示第635号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年10月7日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

紐差加入区

長崎県告示第636号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和4年10月7日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
宇久小値賀第1加入区	浜津郷の区域の小型合併漁業及び一般釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）

長崎県告示第637号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和4年10月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 埋立ての免許年月日 令和4年9月28日

2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名

名 称 新上五島町
 所 在 地 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1
 代表者氏名 新上五島町長 石田 信明
 代表者住所 南松浦郡新上五島町有川郷917番地2

3 埋立ての区域

- (1) 位 置 長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字小築地76番23の地先公有水面
- (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
- (3) 面 積 1,831.19平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位 置 長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字塩竈11番3、字小築地76番23、76番24の地内並びに字小築地76番23、76番24の地先公有水面
- (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
- (3) 面 積 7,524.21平方メートル

5 埋立地の用途 漁港施設用地

長崎県告示第638号

長崎県管理港湾長崎港において、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第29条第1項の規定により、次のように重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な制限区域を設定したので、港湾法（昭和20年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき告示する。

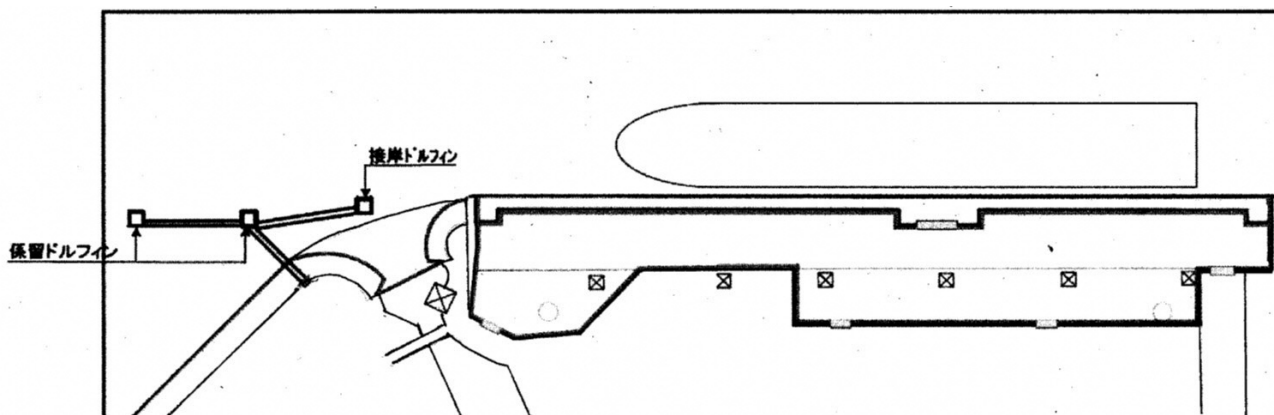
令和4年10月7日

長崎港港湾管理者 長崎県
 代表者 長崎県知事 大石 賢吾

港湾名	施設の種 類	施設の名称	位 置	数 量 及 び 能 力
長崎港	重要国際埠頭施設	内港地区出島岸壁	長崎市出島町の一部	延長 340.0m エプロン幅 20.0m 水深 -10.0m 制限区域面積 5,628㎡ 対象船舶 国際航海船舶 係留可能隻数 1隻

なお、制限区域の位置は下図のとおりであり、国際航海船舶の本施設への着岸前から離岸後までの一定の時間帯において、立ち入りを制限する。

長崎港重要国際埠頭施設 内港地区出島岸壁



長崎県告示第639号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をした。

令和4年10月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 第1 起業者の名称 南島原市
第2 事業の種類 南有馬庁舎駐車場整備事業
第3 起業地
1 収用の部分 長崎県南島原市南有馬町乙字上町地内
2 使用の部分 なし
第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、「南有馬庁舎駐車場整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業で整備する駐車場は、南島原市役所の位置を定める条例第2条によって定められた南島原市役所南有馬庁舎の一部をなすものである。

普通地方公共団体は、その事務所の位置について地方自治法第4条で設置する権限を有していることから、起業者である南島原市は、普通地方公共団体として本件事業を施行する権能を有している。

また、本件事業に必要な経費について財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

南島原市の行政拠点のひとつである、南有馬庁舎（以下「本件庁舎」という。）は、現在、福祉保健部門、教育部門及び市民生活部門の一部で構成され、平日は、各部門に関する各種相談、申請や証明書の交付を求めて多くの市民が訪れている。

一方、南島原市は公共交通機関の定期便が少なく、利便性に恵まれないこともあって、住民の交通移動手段の多くは自家用車に頼っており、本件庁舎に毎日多くの住民・団体等が自動車で訪れている。

しかしながら、本件庁舎の駐車場は、120台分（公用車用駐車場40台、職員用駐車場58台、来庁者用駐車場22台）しか確保されておらず、来庁者用の駐車場不足（推計では14台程度が不足）が慢性化しており、来庁者用駐車場に駐車できない自動車は、本件庁舎敷地の通路、公用車用駐車スペース又は付近の市道田町山線に無断駐車されている状況である。そのため、本件庁舎敷地の通路等で人や自動車の通行に支障が生じており、中には車両の接触事故が生じるなど本件庁舎の来庁者用駐車場不足は深刻な問題となっている。

本件事業は、このような状況に対処するため、本件庁舎駐車場を拡張整備し、来庁者の駐車需要に対応できる駐車台数を確保しようとするものである。

本件事業が完成すると、来庁者に対応できる駐車台数が確保できることから来庁者用駐車場の不足が解消し、これにより本件庁舎に訪れる住民及び団体等の本件庁舎敷地や市道への無断駐車問題の解消にも寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業の起業地及びその周辺には保護を必要とする希少性のある動植物の分布は確認されていないが、起業者としては、本件事業の施行に当たっては、環境（騒音、振動を含む。）にも十分留意して施行することとしており、保護を必要とする希少種が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

さらに、起業者は、本件事業の起業地内には文化財保護法（昭和25年法律214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しないことを確認しており、本件事業の施行に伴い文化財等が確認された場合は、長崎県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等を含む適切な保全措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、南島原市において本件庁舎の来庁者用駐車場を整備する事業であり、起業者は駐車場の規

模について、実際の日当たりの来庁者数を基に必要駐車台数を算定し、適正な施設の規模を算出し決定している。

また、起業地の選定にあたっては、本件庁舎に来庁する市民の利便性を考慮し、本件庁舎南東側農地及び宅地（案）（以下「A案」という。）と本件庁舎南西側宅地（案）（以下「申請案」という。）による検討が行われている。

申請案に比べA案は、本庁舎等までの移動距離が申請案より長く、来庁者の利便性が劣ること、また、申請案に比べ漬地面積が多く、土地利用に与える影響が大きいことなどから、申請案がA案より合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件庁舎の来庁者用駐車場は慢性的な駐車場不足の状況であり、駐車できない自動車は、本件庁舎敷地の通路等や公用車用駐車スペース又は付近の市道田町山線に無断駐車されている。そのため、本件庁舎敷地の通路等で人や自動車の安全な通行等に支障が生じており、中には車両の接触事故が生じるなど深刻な問題となっていることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、市民より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。なお、使用の範囲はない。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長崎県南島原市役所（総務部管財契約課）

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年10月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ大村インター店
長崎県大村市西大村本町259番 他1筆

2 届出の概要

①大規模小売店舗の名称変更

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

大村市長 園田 裕史

- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、大村市産業振興部商工振興課

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年10月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県雲仙市国見町土黒甲443番地1
酒井 八洲仁
長崎県雲仙市国見町土黒甲382番地
酒井 正二
- (2) 加入区
国見加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
諫早湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県諫早市小長井町小川原浦499番地
諫早湾漁業協同組合

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和4年10月7日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第666号	加工家さんふん肥料	NYK1号	窒素全量 2.5% リン酸全量 2.5% 加里全量 3.0%	長崎県諫早市下大渡野町2041番地1	長崎油飼工業株式会社 代表取締役社長 本田 友宏	平成28年 9月15日	令和4年 9月15日 から 令和10年 9月14日

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、有喜南部地区県営農業競争力強化農地整備事業（耕作放棄地型）（区画整理工、農業用排水施設工）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満

了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年10月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 県営農業競争力強化農地整備事業（耕作放棄地型）
 有喜南部地区県営土地改良事業計画変更書（区画整理工、農業用排水施設工）
- 2 縦覧期間
 令和4年10月7日から令和4年10月27日まで
- 3 縦覧場所
 平日：諫早市役所農林水産部農地保全課
 土日祝日：諫早市役所本館1階管理室

公安委員会規則

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月7日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

長崎県公安委員会規則第12号

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
(警備部の分課) 第9条 警備部に次の課及び隊を置く。 (1)～(3) 略 (4) <u>サミット対策課</u> (5) 略 2 略 <u>(サミット対策課の事務)</u> 第43条の2 <u>警備部サミット対策課の所掌事務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>2023年主要国首脳会議保健担当大臣会合（以下「会合」という。）に係る警察事務の総合企画及び調整に関すること。</u> (2) <u>会合に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。</u> (3) <u>会合に係る警備対策に関すること。</u> (4) <u>会合に係る警護対策に関すること。</u> (5) <u>会合に係る交通対策に関すること。</u> (6) <u>会合に係る特別派遣部隊に関すること。</u> (7) <u>その他2023年主要国首脳会議及び関係閣僚会合に関すること。</u>			(警備部の分課) 第9条 警備部に次の課及び隊を置く。 (1)～(3) 略 (4) 略 2 略		
別表第2 <u>(第122条関係)</u>			別表第2 <u>(第120条関係)</u>		
警察署	課	所 掌 事 務	警察署	課	所 掌 事 務
長崎 佐世保	略		長崎 佐世保	略	
	警備課	警備部公安課、警備課及びサミット		警備課	警備部公安課及び警備課の事務に

		ト対策課の事務に相当する事務			相当する事務
	略			略	
浦上 諫早	略		浦上 諫早	略	
	警備課	警備部公安課、警備課、外事課及びサミット対策課の事務に相当する事務		警備課	警備部公安課、警備課及び外事課の事務に相当する事務
大浦 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	略		大浦 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	略	
	警備課	警備部公安課、警備課、外事課及びサミット対策課の事務に相当する事務		警備課	警備部公安課、警備課及び外事課の事務に相当する事務
西海 南島原 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 対馬南	略		西海 南島原 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 対馬南	略	
	警備課	警備部公安課、警備課、外事課及びサミット対策課の事務に相当する事務		警備課	警備部公安課、警備課及び外事課の事務に相当する事務
新上五島 杵岐 対馬北	略		新上五島 杵岐 対馬北	略	
	警備課	警備部公安課、警備課、外事課及びサミット対策課の事務に相当する事務		警備課	警備部公安課、警備課及び外事課の事務に相当する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年10月3日から適用する。

警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月7日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

長崎県公安委員会規則第13号

警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の配置定員に関する規則（平成10年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前						
別表					別表						
警察職員配置定員表					警察職員配置定員表						
所 属		区 分	警 察 官	一 般 職 員	計	所 属		区 分	警 察 官	一 般 職 員	計
警 察 本 部			908	322	1,230	警 察 本 部			907	322	1,229
略						略					
小 計			1,017	329	1,346	小 計			1,016	329	1,345
警 察 署	長 崎 警 察 署		290	17	307	警 察 署	長 崎 警 察 署		291	17	308
	略						略				
小 計			2,058	145	2,203	小 計			2,059	145	2,204
略						略					

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年10月3日から適用する。

監査委員公表

監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年10月7日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	和仁
同	前田	哲也
同	中村	泰輔

令和4年度普通会計定期監査結果（前期）

第1 監査の概要

1 監査対象機関及び実施日

地方自治法第199条第4項の規定による令和4年度前期における普通会計の定期監査を、長崎県監査基準に準拠し、令和4年5月11日から9月8日までの期間において、本庁及び地方機関の合計118箇所を対象として実施した。

監査対象機関、委員監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

【監査対象機関】

区分	本 庁					地方機関	合計
	知事部局	各種委員会等	教育庁	警察本部	計		
監 査 対象機関	91	5	11	1	108	128	236
今回監査 実施機関	91	5	11	1	108	10	118

2 監査対象期間

原則として令和3年度を対象期間としたが、監査委員が必要と認めるときは、令和4年度についても監査日までを対象期間とした。

3 監査の観点

監査に当たっては、県の事務事業が法令等に則り適正に行われているか、また、経済性、効率性、有効性は確保されているかの3Eの観点から実施した。

4 基本事項

(1) 収入

- ① 収入確保のため、調定事務、徴収対策が適切に行われているか。
- ② 収入未済の解消について、時効の管理を含む債権管理が適切に行われ、効率的な回収に取り組まれているか。

(2) 予算の執行

- ① 予算の執行は、適切に行われているか。
- ② 経済性を考慮し計画的かつ効率的に執行され、効果的なものとなっているか。

(3) 契約

- ① 業務の履行確認は、徹底されているか。
- ② 予定額の積算根拠は、明確かつ適切であるか。
- ③ 委託の成果は、有効に活用されているか。

(4) 工事

- ① 工事の計画・設計・施工は、法令等に準拠しているか。また、適切かつ効率的、経済的に執行されているか。
- ② 設計積算にあたって十分な検討及び設計照査が行われているか。また、特に契約変更時は必要性、経済性が検討されているか。
- ③ 入札手続、契約方法、支出に関する事務処理は、適切に行われているか。

(5) 補助金等

- ① 補助金等の事務処理は、関係法令等に基づいて適切に行われているか。
- ② 補助事業完了後の審査は、書面や現地で適切に行われているか。
- ③ 補助事業の効果の検証は、行われているか。

(6) 物品

- ① 物品の調達・管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
- ② 物品は、有効に活用されているか。

(7) 財産の管理

- ① 公有財産の管理は、規則等に基づき適切に行われているか。

② 公有財産は、有効に活用されているか。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、本庁及び地方機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のおり、是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

2 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものについては、以下のとおりである。

[単位：件]

区分	計	収入未済	収入	予算執行	契約	工事	補助金等	物品	財産管理	その他
指摘事項	(70) 58	(3) 4	(1) 3	(7) 5	(29) 16	(0) 0	(6) 4	(13) 9	(5) 8	(6) 9
指導事項	(164) 196	(8) 6	(16) 9	(9) 9	(66) 101	(3) 3	(13) 15	(26) 24	(17) 18	(6) 11
意見	(2) 3	(0)	(0)	(0)	(2) 1	(0)	(0)	(0)	(0) 1	(0) 1
合計	(236) 257	(11) 10	(17) 12	(16) 14	(97) 118	(3) 3	(19) 19	(39) 33	(22) 27	(12) 21

() は令和3年度前期監査結果件数

昨年度と比べ、「契約」について、契約変更の手続き誤りや仕様書の不備などで21件増加している。

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ④ 予算を目的外に支出しているもの
- ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥ 経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意見

- ① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

(1) 収入未済について（指摘4件、指導6件）

令和3年度末における収入未済額は26億7千万円で、令和2年度末より3億7百万円減少している。

これは、主に、県税において2億8千1百万円減少しているためである。

未収金の中に、回収困難となっている債権が見受けられるが、債権回収にあたっては初動の対応が重要であるので、まずは所管課において適正な債権管理と効果的な徴収対策を講じることが必要である。

税以外の一定の要件を満たす債権については、各所管課から債権管理室に移管されているが、同室に引き継いだ案件であっても、債務者の現状や課題等を十分に把握し、連携して取り組む必要がある。

(2) 収入について（指摘3件、指導9件）

補助金等において、調定が遅延している事例などが認められたので、収入事務の適正な執行に努めるべきである。

(3) 予算の執行について（指摘5件、指導9件）

使用していない給水設備について、設置場所を把握しておらず、必要性を確認しないまま上下水道料金

を支出している事例や、見積書を徴した業者のうち、最低価格の業者と契約の締結をしていない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(4) 契約について（指摘16件、指導101件）

業務委託において実績確認や精算確認が不十分である事例や、電気設備の保安管理業務委託において報告された不具合箇所への対応が遅延している事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(5) 工事について（指摘0件、指導3件）

機器の更新等の工事において、撤去した機器等が産業廃棄物として処理されていることを確認していない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(6) 補助金等について（指摘4件、指導15件）

補助金交付決定前に事業の着手がされている事例や、指定管理者負担金において、維持修繕費の精算確認が不十分な事例などが認められたので、補助金等交付規則や要綱等に則り適正な事務処理を行うべきである。

(7) 物品について（指摘9件、指導24件）

県が譲与した燃料電池船について、移転登録に必要な書類を交付しておらず、移転登録がなされていない事例や、毒物・劇物危害防止規定に定められている定期的な教育及び訓練が行われておらず、また、使用しない水銀（毒物）が長期間保管されている事例などが認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な物品の管理に努めるべきである。

(8) 財産の管理について（指摘8件、指導18件）

建物の使用許可において、消防用設備の使用に支障がある場所を許可している事例や、港湾施設使用料の未収があるにもかかわらず、更新許可の妥当性を検討することなく許可を行っている事例などが認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な公有財産の管理に努めるべきである。

(9) その他（指摘9件、指導11件）

業務委託において、個人番号が記載されている文書の取り扱いに係る取り決めが不十分な事例や、公金支出情報システムにおいて個人名を表示している事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

第3 指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適正に事務を執行すること。

1 企画部

(1) 予算の執行

マイクロバス料金において、見積書を徴した業者のうち最低価格の業者と契約の締結をしていない。また、少額のため契約書等の作成を省略しているが、相手方が提出した見積書の余白に契約期間などの記載をしたうえでの決裁を行っていない。 [IR推進課]

2 総務部

(1) 契約

県外パブリシティサポート業務委託（首都圏・関西圏）において、履行確認が不十分である。 [広報課]

(2) 財産の管理

公共用地の未利用地で利用見込みのないものについては、売却手法の多様化等の検討を行い、引き続き積極的な処分に努めること。 [管財課]

(3) その他

長崎県職員能力開発センターの防火管理者選任（解任）届出書及び消防計画（変更）届出書が提出されていない。 [新行政推進室]

3 地域振興部

(1) 契約

① 西九州新幹線シンポジウム開催等業務委託において、仕様書にイベント参加中発生し得る傷害及び賠償責任の保険に加入することと定めていながら、予定額の積算に含めていない。 [新幹線対策課]

② 雲仙公園内公衆便所浄化槽保守点検業務において、不良気味の放流ポンプについて対応が不十分である。また、保守点検を法定で定める以上の頻度で行っているが、伺いに根拠を記載すべきである。 [島原振興局管理部総務課]

(2) その他

納付すべき所得税の計算において、誤りがあり、一部の納付が遅延しており、保管金の管理が不十分である。
[長崎振興局管理部総務課]

4 文化観光国際部

(1) 契約

- ① 長崎空港くん蒸倉庫管理委託契約において、管理に要する費用に係る県の負担が定められていない。また、利用料金徴収についての規定が適切でない。さらに、管理状況を把握するための実績報告を求めている。
[物産ブランド推進課]
- ② 東京2020聖火リレーランナー用品配送等業務委託において、業務完了報告書に係る検査で不合格とした後の対応が不十分である。
[スポーツ振興課]

(2) 補助金等

東京2020オリンピック聖火リレーにおける遣唐使船関連イベント負担金について、負担金額の根拠が確認できないまま支出している。
[スポーツ振興課]

5 県民生活環境部

(1) 契約

新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発及び誹謗中傷対策周知テレビコマーシャル放送業務外11件において、委任状の提出がないまま契約権限のない者と見積合わせを行っている。[人権・同和対策課]

(2) 物品

- ① 女性就業支援コーナー事業において、ウェブカメラ他の物品の貸付契約が著しく遅延している。
[男女参画・女性活躍推進室]
- ② 雲仙古湯・八万地獄地区自然災害観測機器設置業務委託外1件において、委託業務で購入した備品の組入れがなされていない。また、契約書又は仕様書に引渡しについて明記されていない。
[自然環境課]

(3) その他

- ① ながさきコロナ対策飲食店認証制度運用業務委託において、個人番号が記載されている文書の取り扱いに係る取り決めが不十分である。
[生活衛生課]
- ② 公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。
[地域環境課]
- ③ 有害な業務を行う屋内作業場において、労働安全衛生法に定める作業環境測定を行っていない。
[環境保健研究センター]

6 福祉保健部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(生活保護費返還金等)
[福祉保健課]

7 産業労働部

(1) 予算の執行

技能検定試験合格証明書再交付等について、事務手続きが遅延している。
[雇用労働政策課]

(2) 物品

- ① 消耗品等出納簿（切手）について、令和3年度末の残高確認を令和4年度の物品管理者が行っている。
[新産業創造課]
- ② 県が譲与した燃料電池船について、小型船舶の登録等に関する法律に定める移転登録に必要な書類を交付しておらず、移転登録がなされていない。
[新産業創造課]
- ③ 消耗品等出納簿（生産品）において、年度末及び年度当初の物品管理者及び出納員による確認が行われていない。
[工業技術センター]

(3) その他

「研究機関内における公的研究費の管理・監査ガイドライン、及び、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく実施規程」に基づく内部監査が行われていない。また、内部監査に関する規程が不十分である。
[工業技術センター]

8 水産部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(沈没船引上げ費用等)
[長崎港湾漁港事務所港営課]

(土木部に再掲)

(2) 契約

- ① 長崎魚市場新設活魚棟用取水井戸揚水量調査業務委託において、業務の追加に係る費用の変更の検討を行っていない。また、工事に関する委託ではないにもかかわらず、業務打合せ簿により契約内容の追加等を行っている。 [水産加工流通課]
- ② 前回の指導にもかかわらず、長崎県地方卸売市場長崎魚市場における防火・防災管理対象物点検業務委託の予定額の積算において、千円未満切り捨ての根拠が不明確である。 [水産加工流通課]
- ③ 館浦漁港、生月漁港、大根坂漁港緑地等管理業務委託において、委託料で購入した備品の組入れが行われていない。また、精算額の中に対象外経費が含まれており、確認が不十分である。さらに、再委託承認が一部されていない。 [県北振興局建設部田平土木維持管理事務所]

(3) 物品

情報資産に係る物品の管理が適切に行われていない。 [漁業取締室]

9 農林部

(1) 収入

- ① 農林水産業費国庫補助金において、調定が遅延している。 [農山村振興課]
- ② 消費・安全対策交付金等において、調定が遅延している。 [農産園芸課]

(2) 契約

令和3年度産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託において、前回、局内他部署の監査で指導したにも関わらず、契約書に県側の契約印が押印されていない。 [島原振興局農林水産部南島原地域普及課]

(3) 物品

- ① 消耗品等出納簿(切手)について、令和4年度分を作成しておらず、年度初めに行うべき処理が行われていない。 [農村整備課]
- ② 毒物・劇物危害防止規定に定められている定期的な教育及び訓練が行われていない。また、使用しない水銀(毒物)が長期間保管されている。 [農業大学校]

(4) その他

公用車の公用車使用簿兼日常点検チェックリスト及び公用車等運転確認簿が作成されていないものがある。 [農業大学校]

10 土木部

(1) 収入未済

- ① 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(県営住宅使用料等) [住宅課]
- ② 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(沈没船引上げ費用等) [長崎港湾漁港事務所港営課]
- ③ 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(沈没船引上げ費用) [県北振興局建設部田平土木維持管理事務所]

(2) 収入

収入証紙実績簿において、手数料の名称毎に記載していないものがある。また、消印した日に記載していない。さらに、実績がある月の月計及び累計を記載していない。 [都市政策課]

(3) 予算の執行

使用していない給水設備について、設置場所を把握していないものがある。また、必要性を確認しないまま上下水道料金を支出しているものがある。さらに、指定管理施設内にある給水設備分の水道料金について、支出する根拠が不明確である。 [長崎港湾漁港事務所総務課・港営課]

(4) 契約

- ① 一般国道202号道路除草業務委託において、契約の変更が行われておらず、精算が適正に行われていない。 [長崎振興局建設部道路維持課]
- ② 道路除草等業務委託に係る実績報告において、精算額が契約額を上回ったと申出を受け、契約変更手続きを行わないまま、精算額全額を支払っている。また、損害保険料を予定額に算入しているが、契約書に加入することを約定していない。さらに、精算時において保険加入の有無を確認していない。 [長崎振興局建設部道路維持課]
- ③ 神ノ島公園法面等移管用地測量業務委託において、委任事項が記載されていない委任状を受理し入札

に参加させている。

[長崎港湾漁港事務所総務課]

- ④ 島原港及び多比良港自家用電気工作物（可動橋電気設備）保安管理業務委託において、報告された不具合箇所の対応が遅延している。

[島原振興局建設部管理課]

- ⑤ 相浦川水系水門定期点検業務委託の検査において、点検実施時期に係る確認が十分でない。

[県北振興局建設部河川課]

- ⑥ 大瀬戸土木維持管理事務所管内道路監視業務委託において、一部業務を再委託しているが、承諾に係る手続きがなされていない。また、変更契約締結前に追加業務が履行されている。

[県北振興局建設部大瀬戸土木維持管理事務所]

(5) 財産の管理

- ① 公共用地の未利用地については、今後も引き続き土地の実態に応じた利用又は処分に努めること。

[用地課]

- ② 公有財産目的外使用許可や長崎駅前広場条例に基づく占有許可が適切に行われていない。

[長崎振興局建設部管理課]

- ③ 長崎港元船C棟上屋使用について消防用設備の使用に支障がある場所を許可している。そのため、消防用設備等点検業務委託契約において、一部の点検が行われていない。また、設備の不具合を指摘されているが、改善に向けた対応が遅延している。さらに、屋内消防栓に係る送水ホース耐圧試験を実施していない。

[長崎港湾漁港事務所港営課]

- ④ 長崎県港湾管理条例に基づく上屋の使用許可において、当初15日間で許可し、その後、延長の許可を行った際、許可の初日に遡って16日以上の際の単価を適用せず、差額の調定及び請求を行っていない。

[長崎港湾漁港事務所港営課]

- ⑤ 港湾施設使用許可において、同施設使用料の未収があるにもかかわらず、更新許可の妥当性を検討することなく許可を行い、その際、必要となる連帯保証人を立てさせていない。

[長崎港湾漁港事務所港営課]

- ⑥ 前回指導したにもかかわらず、道路占有・河川占有及び港湾施設用地の目的外使用許可において、許可期間満了時の原状回復届を徴取していない。

[県北振興局建設部建設管理課]

(6) その他

パトロール車の公用車等運転確認簿への記入及び所属長による確認がなされていない。

[県北振興局建設部大瀬戸土木維持管理事務所]

11 教育庁

(1) 補助金等

- ① 長崎県高等学校離島留学生ホームステイ費補助金において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず変更交付申請書が提出されていない。

[高校教育課]

- ② 長崎県産業教育振興会補助金において、補助金交付決定前に事業の着手がされている。

[高校教育課]

- ③ 指定管理者負担金において、維持修繕費の精算の確認が不十分である。

[体育保健課]

(2) 財産の管理

浮栈橋について、海域管理条例に係る許可を受けないまま設置している。

[体育保健課]

(3) その他

公文書開示請求において、保有していない公文書を開示決定している。

[高校教育課]

12 警察本部

(1) 予算の執行

- ① 運転免許の更新期限を誤って納入された更新手数料について、納人が還付申請書を提出していないにもかかわらず、還付を行っている。

[警察本部]

- ② 国有物品の損傷に係る金銭賠償について、手続を誤ったため国への支出が遅延している。

[警察本部]

(2) 物品

無線警ら車購入外1件において、契約金額の変更が生じたが契約変更を行っていない。

[警察本部]

第4 意見

今期の監査においては、見積書を徴した業者のうち最低価格の業者と契約を締結していない事例や、必要性を確認しないまま上下水道料金を支出している事例などが散見されたので、コスト意識を持った予算執行

を求めたい。

また、契約事務や補助金事務等において、履行確認が不十分な事例が多数見受けられたので、各種手引やマニュアルに沿った適切な事務手続を進め、確実な履行確認が行われるよう、決裁ラインによる組織としてのチェック体制を徹底されたい。

さらに、契約相手からの業務報告を書面で求めている事例や、軽易ではない事項の報告を口頭で受け記録を残していない事例、所属内で意思決定を行う際に決裁文書を作成していない事例などが見受けられたが、本県の文書取扱規程及び公文書管理の基本指針において、特に軽易な事件で急施を要するものを除き、事務の処理は文書をもって行うことが原則とされているので、十分留意されたい。

なお、執行機関等に対し今回の監査において速やかに改善・検討などを促すことが必要と認められるものは、以下のとおりである。

(1) 契約事務における仕様書の作成及び履行確認について

契約事務において、昨年度の定期監査結果報告書で注意を促していたにもかかわらず、仕様書の記載が不十分で業務目的が達成されないおそれがある事例や、履行確認が不十分で、業務が確実に履行されたかが不明確となっている事例などが多数見受けられたので、適切な仕様書を作成するとともに、仕様書どおりに業務が確実に履行されているか確認することを徹底されたい。〔関係各課〕

(2) 制度改正等の周知徹底について

制度改正等の周知に関しては、令和4年4月の道路交通法施行規則の改正に伴い、各所属で備えるべき公用車等運転確認簿の様式が改正されたことや、令和2年4月の民法改正に伴い契約書雛形が改正されたことについて、所管課からの通知を受けていながら対応していない所属が散見された。

このような周知不足による類似の事例が生じないようにするため、制度改正等の通知を受けた所属における職員への周知を徹底するとともに、通知を発出する所属においては、受信側が確実に把握して必要な対応を行えるよう、効果的な周知に努められたい。〔関係各課〕

(3) 港湾施設の使用許可に係る使用料について

港湾施設の使用許可について、長崎県港湾管理条例（昭和51年5月施行）の制定当初は、短期間の許可を基本としていたと考えられるが、近年は長期間の許可事例が多くなっている。

また、特に、港湾施設のうち上屋の使用許可については、同条例で貨物搬入の日から15日以内と16日以上とで異なる単価が定められているが、延長して16日以上となった場合の使用料の算定方法が分かりにくい制度となっている。

条例の制定から46年が経過し、制定当時とは港湾施設を取り巻く状況や利用実態が変化していると考えられることから、利用者側のニーズを踏まえた分かり易く利用し易い制度となるように、所要の見直しを検討されたい。〔港湾課〕

(別 紙)

1 地方機関

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
長崎港湾漁港事務所	令和4年7月12日	下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔
長崎振興局	令和4年7月19日	下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔
島原振興局	令和4年7月20日	下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔
工業技術センター	令和4年7月26日	下田 芳之 前田 哲也
環境保健研究センター	令和4年7月26日	下田 芳之 前田 哲也
川棚食肉衛生検査所	令和4年7月26日	下田 芳之 前田 哲也
農業大学校	令和4年7月26日	砺山 和仁 中村 泰輔
大村警察署	令和4年7月26日	砺山 和仁 中村 泰輔
窯業技術センター	令和4年7月26日	砺山 和仁 中村 泰輔
県北振興局	令和4年7月27日	下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔

2 本 庁

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
議会事務局	令和4年8月18日	下田 芳之 砺山 和仁
監査事務局	令和4年8月18日	前田 哲也 中村 泰輔
出納局	令和4年8月18日	砺山 和仁 前田 哲也
人事委員会事務局	令和4年8月18日	下田 芳之 中村 泰輔
労働委員会事務局	令和4年8月18日	下田 芳之 中村 泰輔
総務課	令和4年8月19日	下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔
福利厚生室	令和4年8月19日	下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔
教育環境整備課	令和4年8月19日	下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔
教職員課	令和4年8月19日	下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔
義務教育課	令和4年8月19日	下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔

高校教育課	令和4年8月19日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
特別支援教育課	令和4年8月19日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
児童生徒支援課	令和4年8月19日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
生涯学習課	令和4年8月19日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
学芸文化課	令和4年8月19日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
体育保健課	令和4年8月19日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
危機管理課	令和4年8月19日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
消防保安室	令和4年8月19日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
警察本部	令和4年8月19日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
文化振興・世界遺産課	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
観光振興課	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
国際観光振興室	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
物産ブランド推進課	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
国際課	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
スポーツ振興課	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
福祉保健課	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
監査指導課	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
医療政策課	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
感染症対策室	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
医療人材対策室	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
薬務行政室	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔

国保・健康増進課	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
長寿社会課	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
障害福祉課	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
原爆被爆者援護課	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
こども未来課	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
こども家庭課	令和4年8月22日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
監理課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
建設企画課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
新幹線事業対策室	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
都市政策課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
道路建設課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
道路維持課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
港湾課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
河川課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
砂防課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
建築課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
営繕課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
住宅課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
用地課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
総務文書課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
県民センター	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔

学事振興課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
秘書課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
広報課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
人事課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
新行政推進室	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
職員厚生課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
財政課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
管財課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
税務課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
債権管理室	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
スマート県庁推進課	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
総務事務センター	令和4年8月23日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
農政課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
団体検査指導室	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
農山村振興課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
農業経営課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
農産園芸課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
農産加工流通課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
畜産課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
農村整備課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
諫早湾干拓課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔

林政課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
森林整備室	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
県民生活環境課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
男女参画・女性活躍推進室	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
人権・同和对策課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
交通・地域安全課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
統計課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
生活衛生課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
食品安全・消費生活課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
地域環境課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
水環境対策課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
資源循環推進課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
自然環境課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
産業政策課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
企業振興課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
新産業創造課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
経営支援課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
若者定着課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
雇用労働政策課	令和4年8月25日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
漁政課	令和4年8月26日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
漁業振興課	令和4年8月26日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔

漁業取締室	令和4年8月26日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
水産経営課	令和4年8月26日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
水産加工流通課	令和4年8月26日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
漁港漁場課	令和4年8月26日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
地域づくり推進課	令和4年8月26日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
市町村課	令和4年8月26日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
土地対策室	令和4年8月26日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
交通政策課	令和4年8月26日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
新幹線対策課	令和4年8月26日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
県庁舎跡地活用室	令和4年8月26日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
政策調整課	令和4年8月26日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
政策企画課	令和4年8月26日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
I R推進課	令和4年8月26日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔
デジタル戦略課	令和4年8月26日	下田 芳之 前田 哲也	砺山 和仁 中村 泰輔

令和4年度 長崎県公営企業会計定期監査結果

第1 監査の概要

令和3年度における長崎県公営企業会計（2会計）にかかる財務監査（定期監査）を、長崎県監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった監査委員は、別紙のとおりである。

(1) 監査の対象

令和3年度 長崎県交通事業会計

令和3年度 長崎県流域下水道事業会計

(2) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査した。

第2 監査の結果

1 総括

事業の管理並びに財務会計事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正・改善及び留意を要する事項が認められるので、より適正な執行を図りたい。

なお、軽易な事項については、その都度当該機関に注意を行った。

○令和4年度長崎県公営企業会計定期監査結果

(単位：件)

区 分	交 通 事 業 会 計	流 域 下 水 道 事 業 会 計	計
指摘事項	2	1	3
指導事項	2	1	3
意 見	1	1	2
計	5	3	8

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ④ 予算を目的外に支出しているもの
- ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥ 経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善がされていないもの
- ⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意 見

- ① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

2 指摘事項及び意見

(1) 交通事業会計（交通局）

○指摘事項

ア 備品の管理について

ターミナル業務委託契約において、受託者が取得した紙幣計数機他5点について、契約書に所有権の帰属に関する定めがなく、所有権が不明確となっているので、適正な契約事務を行うこと。

また、固定資産に計上しない10万円未満の備品については、備品出納簿への登載基準額を検討し、適切な物品の管理を行うこと。

イ 例規の管理について

長崎県交通局物品取扱規程について、平成26年4月の改正にあたり平成21年及び平成24年の改正内容を反映せず誤って改正手続きを行っているので、適正な例規の管理を行うこと。

○意 見

ア 経営状況について

令和3年度の経営成績は、総収益が43億8,216万円で、総費用は47億5,361万円、純損失は3億7,145万円となっており、前年度に比べ2億3,197万円改善している。

改善の主な要因は、燃料費が高騰する中で、人件費の削減や投資事業の抑制などに取り組んだことにより、営業費用の増加が0.6%増と最小限にとどまったためである。

しかしながら、純損失が発生しているのは、コロナ禍が継続する中で営業収益が2億4,670万円の8.9%増にとどまり、長崎県交通局経営計画に定めた計画額まで戻らなかったことによるものである。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響、少子化による人口減少及び運転士の高齢化など、交通事業を取り巻く厳しい経営環境の継続が懸念されることから、関係機関等からの補てん対策の検討や資産の有効活用等、あらゆる方面からの収支改善に努めるとともに、県民生活の維持・向上を念頭に置いて、公営の交通事業者として、地域生活交通を確保しながら、経営改善に努める必要がある。

(2) 流域下水道事業会計（水環境対策課・県央振興局）

○指摘事項

ア 大村湾南部浄化センターの修繕について

大村湾南部浄化センター維持管理業務委託において、受託者が実施した管理棟事務室の空調設備修繕（341万円（税込））の支出区分について、長崎県流域下水道事業修繕費支弁基準に基づき、資本的収支に計上すべきところ、収益的収支に計上されているので、適正な会計処理を行うこと。

○意 見

ア 大村湾南部流域下水道事業の進捗状況等について

大村湾南部流域下水道事業は、下水道法に基づき国へ届け出ている「事業計画」等に基づき、終末処理場及び幹線管渠を整備しており、平成11年度末の一部供用開始以降順次処理区域が拡大している。

令和3年度をみると、処理人口普及率（当該年度の実際の人口に対する当該年度の処理人口の割合）は90.1%で、令和4年度の計画（89.0%）以上の実績となっているが、処理区域面積は1,150.3haで、令和4年度の計画（1,511ha）に対して76.1%の実績、処理人口は41,749人で、令和4年度の計画（45,430人）に対して91.9%の実績となっており、最終年度の令和4年度における計画達成が難しい状況となっている。

事業計画については、令和4年度中に見直しを行い、令和11年度まで計画期間を延長する予定としているが、計画検討から進捗管理及び課題の検討まで適切な執行管理に努められたい。

また、処理水質については、毎年実施している大村湾の水質調査の結果を基に、高度処理化の検証を行っているが、費用対効果の観点からも、あらためて、現在施工中の3系列目の高度処理化工事終了後に予定している検証を適切な時期に行い、効果的な事業推進に努められたい。

3 指導事項

(単位：件)

項 目	交通事業会計	流域下水道事業会計	計
財産管理関係	1	1	2
事務処理関係	0	0	0
会計処理関係	1	0	1
計	2	1	3

(別 紙)

○令和4年度長崎県公営企業会計定期監査の実施状況

監 査 対 象 機 関	予備監査年月日	委員監査年月日	監査委員氏名
交 通 局 (長崎県交通事業会計)	令和4年5月26日 ～ 令和4年5月27日	令和4年7月12日	下 田 芳 之 仁 砺 山 和 也 前 田 哲 輔 中 村 泰 輔
水 環 境 対 策 課 県 央 振 興 局 (長崎県流域下水道事業会計)	令和4年5月23日 ～ 令和4年5月24日	令和4年7月13日	下 田 芳 之 仁 砺 山 和 也 前 田 哲 輔 中 村 泰 輔

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二二二
二二四

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
クイックプリン
寺田宏
弥ト